

2009年10月22日

環境大臣 小 沢 鋭 仁 様
環境副大臣 田 島 一 成 様
環境大臣政務官 大 谷 信 盛 様

衆議院議員 川 内 博 史
同 末 松 義 規
参議院議員 大 島 九州男
同 松 野 信 夫

申 入 書

小沢大臣をはじめ政務三役の皆様のご活躍に敬意を表します。

私たちはこれまで、民主党環境部門環境健康被害対策小委員会水俣病対策作業チーム等で水俣病問題の解決に取り組んできましたので、以下のとおり要請いたします。

1. 水俣病問題の重要性

環境省にとっては地球温暖化対策が最も大きな課題かと思いますが、公害問題における被害者救済をはじめとする諸課題の解決も重要かつ喫緊の課題です。とりわけ、水俣病被害者の救済は、すでに国の責任が認定された最高裁判決から5年が経過していますので、是非とも精力的に取り組まれるよう願います。

2. 被害者救済措置の早期策定

先の通常国会で、民主党と自民党、公明党の協力で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立しました。同法は、チッソの分社化への道筋は定めていますが、被害者救済内容はほとんど白紙状態であり、それをどのようにして策定していくかが最大の課題です。救済措置の内容は最高裁判決を踏まえ、これまでの政治解決等の経過を十分に考慮して早期に策定すべきです。

3. 現地視察の必要性

まずは熊本及び新潟の現地視察を強く要請します。水俣病問題は公害の原点と呼ばれながら既に半世紀が経過し、様々な利害対立もあって複雑な様相も示しています。被害者団体は複数に分裂していますが、まずは現地に赴いて被害者の声に率直に耳を傾けることから開始すべきだと考えます。そのうえで何度でも協議を積み重ね、可能な限り被害者らの納得が得られるような救済策を策定することが必要です。

4. 有志議員の協力

被害者をはじめとする関係者らの了解を取り付けながら問題の解決をはかるためには、政務三役ばかりではなく、水俣病問題に取り組んできた私たち議員も汗を流す覚悟ですので、遠慮なくご相談ください。必要な情報を共有しながら、私たちも与党議員として尽力いたしますので、今後とも意思疎通の円滑化をお願いします。